

入札談合等関与行為に 関する調査報告書

平成24年2月9日

茨城県入札談合等関与行為調査委員会

目 次

第 1 経 緯

1 検討の経緯	1
2 公正取引委員会による改善措置要求等	1

第 2 調査結果

1 事実関係の調査結果	
（1）調査の概要	3
（2）境土地改良事務所	5
（3）境工事事務所	11
（4）県西農林事務所土地改良部門	17
（5）他の県機関における建設工事の発注について	21
2 損害の有無等	
（1）損害の有無等	24
（2）職員等の賠償責任の有無	24
（3）賠償請求を行う額	25
（4）職員の懲戒事由	27

第 3 改善措置

1 職員の法令遵守意識の徹底	29
2 入札・契約システムの見直し	30
3 職員の管理・監督の強化	35
4 建設業界への要請	36

参考資料	37
------	----

第 1 経緯

1 検討の経緯

当委員会は、平成23年8月4日、茨城県が公正取引委員会から改善措置要求等を受けたことに伴い、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下「入札談合等関与行為防止法」という。）第3条第4項の規定に基づく必要な調査を行うため、平成23年8月30日に設置されたものである。

また、調査に当たる職員として、茨城県は、入札談合等関与行為防止法第6条第1項の規定に基づき、上月良祐副知事を指定した。

当委員会は、入札談合等関与行為の調査及び必要な改善措置の検討並びに県の損害の有無、職員の賠償責任の有無、県に対する賠償額及び職員に係る懲戒処分の可否に係る調査を所掌事務として、平成23年8月30日から平成24年2月8日にかけて調査等を行い、今般、入札談合等関与行為に関する調査結果及び改善措置等について取りまとめたので、ここに報告するものである。

2 公正取引委員会による改善措置要求等

茨城県が発注する土木一式工事及び舗装工事について、平成23年8月4日、公正取引委員会が行った入札参加業者に対する排除措置命令、茨城県知事に対する改善措置要求等の概要については、以下のとおりである。

○排除措置命令の概要

茨城県県西農林事務所境土地改良事務所（平成21年3月31日以前にあっては茨城県境土地改良事務所。以下「境土地改良事務所」という。）発注の土木一式工事については入札参加業者66社が、遅くとも平成19年6月1日以降、共同して、同事務所職員が各工事の落札を予定する者（以下「落札予定者」という。）として決定した者であって、社団法人茨城県建設業協会境支部（以下「境支部」という。）の支部長等から受注すべき旨の伝達を受けた者を受注すべき者（以下「受注予定者」という。）と決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、茨城県境工事事務所（平成21年3月31日以前にあっては茨城県境土木事務所。以下「境工事事務所」又は「境土木事務所」という。）発注の特定舗装工事については入札参加業者20社が、遅くとも平成19年6月1日以降、

共同して、受注機会の均等化を図るため、原則としてあらかじめ定められた順番により受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、上記取引分野における競争を実質的に制限していたことが認められたとして、平成23年8月4日、公正取引委員会は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条（不当な取引制限の禁止）の規定違反により、独占禁止法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を行った。

○改善措置要求等の概要

境土地改良事務所が発注する特定土木一式工事に関し、同事務所の工務課長（平成21年3月31日以前にあっては工務第一課長。以下同じ。）は遅くとも平成19年4月以降、同事務所発注の特定土木一式工事の全てについて所長の承認の下、各工事の落札予定者を決定し、当該工事の入札前に落札予定者の意向を境支部の支部長に伝達していた。

また、境工事事務所が発注する特定舗装工事に関し、所長は特定の事業者からの要望を受け遅くとも平成19年6月1日以降入札が行われたものについて、当該工事の入札参加業者があらかじめ定められた順番のとおり受注できるようにするため、同事務所の道路管理課長（平成21年3月31日以前にあっては道路維持課長。以下同じ。）及び道路整備課長（同日以前にあっては道路河川整備第一課長。以下同じ。）に指示して当該順番を考慮した発注工事及び指名業者の選定を行わせていた。

このような行為は、入札談合等関与行為防止法第2条第5項第1号及び第2号（境土地改良事務所）又は同項第4号（境工事事務所）に該当し、いずれも入札談合等関与行為と認められるとして、平成23年8月4日、公正取引委員会は茨城県知事に対し、当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講ずるよう求めた。

また、入札談合等関与行為防止法第3条第6項の規定に基づき、調査の結果及び茨城県が講じた改善措置の内容を公正取引委員会に通知するよう求めた。

併せて、公正取引委員会事務総局審査局長は茨城県総務部長に対し、以下の文書要請を行った。

前述の入札談合等関与行為以外に茨城県県西農林事務所（以下「県西農林事務所」という。）において競争入札の方法により発注する建設工事について、同事務所土地改良部門の職員が、落札予定者を決定し、当該入札の前に、落札予定者の意向を特定の事業者に伝達していた疑いが認められた。当該行為は、競争入札の方法により発注する建設工事について職員が落札予定者として決定した事業者に当該建設工事を受注させる行為が存在したことを疑わせるものであり、入札談合等関与行為防止法上の問題を生じさせるおそれがあるものと認められる。

よって、茨城県の建設工事の発注業務に関わる職員に独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法の趣旨及び内容を周知徹底するとともに、茨城県の建設工事の発注業務の実態について調査し、必要な措置を講ずること。

第 2 調査結果

1 事実関係の調査結果

(1) 調査の概要

① 調査方針について

公正取引委員会から改善措置要求を受けた境土地改良事務所及び境工事事務所並びに文書要請を受けた県西農林事務所土地改良部門に限らず、全庁的に事実関係の調査を実施することとした。

② 調査の対象，期間等について

ア 調査対象所属

知事部局の本庁及び出先機関（建設工事の発注課所に限る。）

※企業局，病院局，教育庁及び警察本部には自主調査の実施を要請

イ 調査対象期間

境土地改良事務所，境工事事務所及び県西農林事務所土地改良部門については，平成 17 年度以降について調査を実施した。

なお，境土地改良事務所及び境工事事務所については，調査の過程で平成 17 年度以前から入札談合等関与行為の疑いが生じたため，可能な限り遡って調査を実施した。

・境土地改良事務所：平成 9 年度から平成 23 年度まで

・境工事事務所：平成 14 年度から平成 23 年度まで

上記以外の本庁及び出先機関については，関係書類の保存期間を考慮し，平成 18 年度以降について調査を実施した。

③ 調査対象職員等について

ア 公正取引委員会の改善措置要求で指摘を受けた職員等（OBを含む。以下同じ。）

イ 境土地改良事務所，境工事事務所及び県西農林事務所土地改良部門の入札委員会の構成員の職員等（アの職員等を除く。）

ウ 境土地改良事務所，境工事事務所及び県西農林事務所土地改良部門に勤務経験のある職員（ア及びイの職員を除く。）

エ 境土地改良事務所，境工事事務所及び県西農林事務所土地改良部門以外の建設工事の発注を行っている本庁及び出先機関における入札委員会の構成員の職員等

※入札委員会

建設工事の一般競争入札における条件設定及び競争参加資格の確認，指名業者の選定等を審議する組織で，本庁の部，課及び出先機関に設置。

(構成員)

部委員会：部長，次長，各課長等

課委員会：課長，課長補佐(総括)，あらかじめ課長の指定する役付職員

所委員会：所長等，所長等を補佐する者等，あらかじめ所長等の指定する役付職員

④ 調査対象事業者

ア 境支部会員等関係事業者の役員等

イ 建設業者格付名簿登録業者（県内事業者に限る。）

⑤ 調査方法

当委員会委員及び総務部職員による面談調査及び書面調査の方法により実施した。

ア 面談調査について

公正取引委員会から改善措置要求を受けた境土地改良事務所及び境工事事務所の所長，工務課長，道路管理課長，道路整備課長等の職にあった職員等並びに現在その職に在職している職員計33人

(延べ45人)に対し，書面調査及び面談による事情聴取を行った。

県西農林事務所土地改良部門の部門長及び工務課長の職にあった職員等並びに現在その職に在職している職員計10人(延べ14人)に対し，書面調査及び面談による事情聴取を行った。

さらに，境支部会員等関係事業者の役員等20人に対しても，同様に書面調査及び面談による事情聴取を行った。

イ 書面調査について

上記以外の職員のうち，建設工事に係る入札事務を執行している関係課所等の入札委員会の構成員であった職員等1,064人並びに境土地改良事務所，境工事事務所及び県西農林事務所の勤務経験がある職員155人を対象に調査を行った。

また，建設業者格付名簿登録業者（県内事業者に限る。）2,766者を対象に調査を行った。

さらに，企業局，病院局，教育庁及び警察本部においても，計927人を対象に調査を行った。

(2) 境土地改良事務所

① 公正取引委員会の事実認定の概要

境土地改良事務所の工務課長は、遅くとも平成19年4月以降、同事務所発注の特定土木一式工事の全てについて、所長の承認の下、各工事の落札予定者を決定し、当該工事の入札前に、落札予定者についての意向を、境支部の支部長（以下「境支部長」という。）に伝達していた。

② 当委員会が認定した事実

ア 工務課長の関与

(ア) 平成9年度以降にあって、平成12年度及び平成13年度の工務課長を除く工務課長は、それぞれ関与の仕方や濃淡に違いはあるものの、発注予定のほぼ全ての土木工事（土木一式工事、舗装工事及び建築一式工事をいう。以下同じ。）についての落札予定者を決定し、境支部長の求めに応じて、落札予定者を伝達していた。

(注1)平成9年度の工務課長は、支部長から求められた一部の土木工事について、落札予定者を推定できるように伝達していた。

(注2)平成10年度以降（平成12年度及び平成13年度を除く。）の工務課長は、ほぼ全ての土木工事について伝達していた。

(注3)平成12年度及び平成13年度の工務課長は「落札予定者を決定していたことはない。したがって、それを伝えるというところを行いがなかった。」と供述しているが、その時の所長の供述に加えて前後の工務課長の供述に照らして、当該工務課長の供述の信憑性には、疑問が残る。

工務課長が落札予定者を決定する時期については、平成20年度以降には年度分が第1四半期に決定されていたが、それ以前にあっては、入札委員会に諮る前に、その都度決定される場合もあるなど工務課長の考えによっていた。

また、工事毎の落札予定者について、所長へ説明し承認を得る方法として、次のようなものが代表的であった。

- ・ 年度当初、当該年度のほぼ全ての土木工事の発注予定表（類するものを含む。）に落札予定者のみを記載して説明し、承認を得る。
- ・ 入札委員会にかける工事毎に入札参加業者を決定し、その中

で「この中では、この者が最も実績があります。」とか「この辺が応札できれば良いと思っています。」という表現で所長に意向を説明し、他の入札参加業者とともに承認を得る。

(イ) 工務課長は、一つの土木工事に係る指名通知あるいは公告が行われると、その数日後に来所する境支部長の求めに応じ、当該土木工事における落札予定者を伝達していた。

その伝達の仕方は、平成17年7月以前は、前境支部長が来所し、当該土木工事において指名通知等を受けた事業者名を記したメモを工務課長に見せ、「今度の工事はこの辺か。」というような趣旨の発言をしながら、落札予定者の探りを入れていた。それに対し、工務課長は「その辺かなあ。」あるいは「もっと実績のある者がいるのでは。」というような趣旨の回答をし、そのやり取りを経て、前境支部長は最終的には落札予定者を特定していたものと思われる。

平成17年9月頃、前境支部長が死去し、支部長が交代した。後任の境支部長は平成17年度中は前支部長のやり方を踏襲していたが、平成18年度以降にあっては、携帯電話でのやり取りに変更し、落札予定者を特定していた。

(ウ) 落札予定者が伝達されていた土木工事の範囲は、前述アの土木工事のほぼ全てと考えられ、公正取引委員会の改善措置要求には含まれていなかった「Bの等級に決定された事業者及びCの等級に決定された事業者のみを入札の参加者とする土木工事」及び「Cの等級に決定された事業者のみを入札参加者とする土木工事」についても、一部を除き事前に落札予定者を決定していたと思われる供述があった。

また、入札方式にあっては、指名競争入札のみならず、一般競争入札においても前述(ア)及び(イ)に係る行為が行われていたことが供述から認められる。

イ 所長の関与

平成9年度以降の所長にあっては、年度によって関与の仕方や濃淡に違いはあるものの、土木工事の発注以前に、年間の発注予定のほぼ全ての土木工事について、工務課長が決定したそれぞれの落札予定者について説明を受け、承知していたことが認められる。

所長は、赴任した年度に、工務課長から初めて落札予定者について説明を受けた時点で、落札予定者を決定しておくという行為の目的が、事業者均等に受注機会を与えるためであること及び指名競争入札において他の指名業者を選定する際の核とするためであること以外に、事務所管内の建設業界の特異な状況から、落札予定者についての意向が境支部長へ伝達されることを認識していた。

(注) 平成18年度の所長は、工務課長の説明を受けても、それが落札予定者を示していることに気が付かなかったと供述していた。

また、工務課長も、自分の説明の仕方では気が付かなかったかもしれないと供述していたことから、認定から除外するものである。

なお、同じ工務課長から同じような説明を受けた平成19年度の所長は、落札予定者の説明であることを認識していたと供述していた。

③ 原因等

ア 落札予定者を事前に決定していたのは、次のような事情があったと考えられる。

(ア) 土地改良事業は、基本的には、土地所有者の財産（土地）を預かり、かつ負担金を徴収して土地改良を施した上で、土地所有者に返還しなければならない。したがって、当該土地の価値を損ねることは許されないため、施工業者の能力・実績・評価・事務所の所在地及び土地所有者や土地改良区からの情報等を十分に考慮する必要があり、そのような観点から事業者を1者選定しておくことが、事務所にとって都合が良かったこと。

(イ) 土地改良事業は、基本的には農作業の時期との関係で、年間予定工事の7～8割が毎年度9～10月に集中的に発注される。その期間は、入札委員会で、発注予定工事に係る指名業者を遅滞なく決定していく必要がある。指名業者の選定を行う際には、入札参加業者の格付け、実績及び所在地等を考慮して決定することとなるので、あらかじめ核となる入札参加業者を決定しておけば、他の入札参加業者の選定が容易であり、円滑に指名競争入札を進めることができたこと。

- (ウ) 競争入札において、折り合いの悪い事業者同士が同じ工事の入札に参加すると、価格の叩き合いになってしまい、最低制限価格が定められていない工事では、低価格入札によって工事の品質確保等が懸念される事態になる。それを避けるためには、落札予定者を決めておいてその事業者との関係を考慮して他の事業者を指名する、あるいは参加資格要件を決定すれば、問題が生じないこと。
- イ このような事情は、背景として他の土地改良事務所の多くで共通のことであるが、なぜ、境土地改良事務所でのみ入札談合等関与行為が行われたのか。
- 当委員会では、工務課長が境支部長に落札予定者を伝達していた原因として、次のような事情があったものとする。
- (ア) 境土地改良事務所は、競争入札等により請負業者を決定する土木工事にあつて、競争入札参加資格要件における地域要件から、原則として、概ね事務所管内の事業者から競争入札に参加させる事業者を決定していた。
- しかしながら、事務所管内には境支部の会員（以下「会員」という。）以外の事業者（以下「非会員」という。）も多く、会員と非会員間で、指名競争入札参加や受注を巡って種々のトラブルや争いが生じていた。
- また、それに係る不平不満が、事業者から所長や工務課長に向けられることもあり、事務所内で威嚇するような大声で長時間問い詰めたり、所長や工務課長が精神的・肉体的に不安を感じるようなことをする事業者も中にはいた。
- そのため、境土地改良事務所として、業務を円滑かつ円満に遂行するうえで、障害となるようなトラブルや行為を回避したいという強い思いがあった。
- (イ) 境支部においても、特に会員と非会員間でのトラブルや争いを回避し会員における一定の安定的な受注機会を確保するために、何らかの調整策を求めていた。
- (ウ) ここに、境土地改良事務所と境支部の利害が一致し、入札談合が開始され、その後も踏襲され引き継がれたものと思料する。

④ 開始された時期

落札予定者を事前に決定し境支部長に伝達する行為が、いつ頃から行われるようになったかは、調査対象者の供述等からは特定することができなかったものの、確認できた最も早い時期は、平成9年度である。

(注) 会員の供述の中には、昭和52年頃から行われていたという供述や平成2～3年頃には行われていたという供述もあったが、当時の境支部長が死去していること、関係資料の保存年限が5年であり現存しないこと及び既に20年～30年以上が経過し事務所の当時の所長や工務課長の現在の年齢を考えれば確たる供述を得られるかどうか疑問であることから、平成9年度前に遡って調査を行うことはしなかった。

なお、当委員会は、公正取引委員会が境土地改良事務所に立入検査を行った平成22年9月7日の翌日以降には、入札談合等関与行為が一切行われていないことを確認している。

⑤ 当委員会の見解

ア 以上から、当委員会は、境土地改良事務所にあつては、工務課長が発注を予定している土木工事のほぼ全てについて落札予定者を決定し、それについて所長の了解を得（一部の者は関与を否定している。）、境支部長からの求めに応じ、落札予定者についての意向を伝えていたことを確認した。

これは、入札談合等関与行為防止法第2条第5項第1号及び第2号の規定に該当し、入札談合等関与行為が行われていたことを認めるものであり、断じて許されるものではない。

(注) 入札談合等関与行為防止法施行以前にあつても、入札談合を行わせていたことは容易に推認しうるものであり、許されざる行為である。

また、この行為は、前述のとおり、遅くとも平成9年度以降踏襲されてきたことは明らかであり、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。)に抵触し、公共工事に対する県民の信頼を大きく失墜させるものである。

イ 境土地改良事務所にあつては、工務課長が、指名及び一般競争入札について、年間に発注を予定していた土木工事において落札予定者を

決定していた。この行為自体が、当該事務所における、入札談合等関与行為を引き起こした大きな要因であったことを、当委員会は指摘しておく。

ウ 事務所管内の状況（前述③イ(ア)）を踏まえれば、所管部である農林水産部あるいは警察署と相談して何らかの対策を講じるべきだったと考えられ、それをする事なく、違法行為を前例踏襲し続けていたことは、公務員としてあるまじき行為と考える。公務員の良心及び法令遵守意識について、改めて認識することを切に望む。

エ 所長に対しては、事務所の最高責任者としての自覚を持つことを、強く求めるものである。なぜなら、所長は事務所の置かれている状況を把握し、適切に対応すべき立場にあるからである。

なお、平成15年度及び平成21年度の所長は、部下の工務課長が違法行為を止めようとして判断し、落札予定者についての意向の伝達を一時止めているが、境支部長から、業界内に混乱が生じているので従前どおり伝達して欲しい旨要求された時には、対策を検討することもなく安易に再開し、その意向を無にする決定をしたことは、特に非難に値する。

オ 出先機関を指導・監督すべき立場にある本庁農林水産部が、境土地改良事務所を取り巻く厳しい状況を的確に把握せず、同事務所と連携して適切な対応を取り得なかったことは遺憾である。今後は、不当・不正な圧力を強いられる出先機関の問題の把握に鋭意努めるとともに、その解決のために連携して当たることを求める。

カ 境支部長にあつては、平成15年度及び平成21年度のそれぞれ初期に執行された工事について、当時の工務課長がこの違法行為を止めるべく落札予定者を伝達しなかったことに対し、事業者が混乱するからとの理由で再開を働きかけるといふ、法令遵守意識の著しい欠如が見られることは、極めて遺憾と言わざるを得ない。

当委員会としては、境支部にとどまらず社団法人茨城県建設業協会（以下「建設業協会」という。）全体で自浄能力を発揮し、今後はあくまで法令に則した企業行動を期待する。

(3) 境工事事務所

① 公正取引委員会の事実認定の概要

境工事事務所の所長は、舗装工事についてAの等級に決定された事業者（以下「舗装Aランク業者」という。）のうち特定の事業者からの要望を受け、境工事事務所発注の特定舗装工事のうち遅くとも平成19年6月1日以降に入札が行われたものについて、当該工事の入札参加業者があらかじめ定められた順番のとおり受注できるようにするため、発注工事及び指名業者の選定に係る業務を担当する同事務所の道路管理課長及び道路整備課長に指示して、当該順番を考慮した発注工事及び指名業者の選定を行わせていた。

② 当委員会が認定した事実

ア 境工事事務所が指名競争入札の方法により発注する工事のうち、舗装工事として発注する工事であって舗装Aランク業者のみを入札の参加者とするもの及び土木一式工事として、路面再生工事、街路舗装工事、道路舗装工事又は道路舗装新設工事の工事名で発注する工事であって舗装工事及び土木一式工事についていずれもAの等級に決定された事業者のみを入札の参加者とするもの（以下「特定舗装工事等」という。）に係る受注業者の状況について、資料の残る平成17年度以降の調査を行った。

その結果、多少の前後や舗装Aランク業者の変動はあるものの、平成17年度以降公正取引委員会が立入検査に入った平成22年9月に至るまで一定の順番で受注していることが認められた。

イ 当委員会の調査に対し事業者が行った供述によれば、境支部の前支部長が、「平成17年度頃に順番を決定し境土木事務所に伝達していた。」とか「平成15年か16年頃始めた。」とされているが、いずれも伝聞であり、当事者の前支部長が平成17年9月頃に既に死去していることもあり、いつ頃、誰に、どのような要望を伝達していたのかを明確に確認することは困難である。

ウ 平成14年度から平成18年度までの所長、道路維持課長及び道路河川整備第一課長は、舗装Aランク業者からの受注の順番についての要望の存在や入札談合等関与行為をいずれも否定しており、前記アの事実には照らすと強い疑問は残るものの、証拠上は入札談合への関与を

認定することは困難である。

エ なお、入札談合等関与行為防止法で規定する入札談合等関与行為の類型として「幫助」を追加する改正が施行されたのは、平成19年3月14日であり、平成14年度から平成18年度までの職員が幫助行為の違法性等を十分認識していたかについては若干の疑問が残る。

オ 平成19年度から平成21年度まで在任した所長の関与

(ア) 平成19年度から平成21年度まで在任した所長は、特定舗装工事等について、業界があらかじめ受注する順番を決め、その順番どおりに受注するという入札談合を行っていたこと、業界は、この順番どおりに受注できるように受注予定者となる事業者を指名するよう境土木事務所に依頼していたこと、境土木事務所では、その依頼を受けて、一覧表を作るなどして受注予定者の順番を把握し、各事業者があらかじめ定めた順番どおりに受注できるよう、受注の順番が来ている舗装Aランク業者が所在する地域又はその近隣地域を施工場所とする工事を入札対象物件として選定し、当該入札対象物件の指名業者として、受注の順番が来た舗装Aランク業者を選定してきたことを了知していた。

(イ) 所長は、在任期間中、部下の道路維持課長（道路管理課長）及び道路河川整備第一課長（道路整備課長）に指示又は承認を行うなどして、業界側が決定したとおりに受注できるよう、受注する順番が来ている舗装Aランク業者の所在地又はその近隣区域を施工場所とする工事を入札対象物件に選定し、受注する順番が来ている事業者を入札対象物件の指名業者に選定するという方法で、入札対象物件や指名業者を選定させていた。

(ウ) 所長は、平成21年5月か6月頃、境支部長から、平成21年度から新たに舗装Aランクとなった3者の受注の順番について伝達された。その後、伝達された3者の順番を道路管理課長に説明し、その際に、事業者の名称を記載した紙を手渡した。

カ 平成22年度に在任した所長の関与

(ア) 所長は、5月の連休明けから6月上旬までの間に、道路管理課長から資料を渡され、「この資料は、業界が要望している舗装Aランク業者の受注順を記載したものであって、同課長が毎年度整理している表であり、毎年度、発注を行うに当たって、前年度受注実績がない事業者のうち、順番が一番先の者を表の一番上になるように資料を組み替えているが、平成21年度は舗装Aランク業者全者に1件ずつ発注があったので、資料の順番の変更はしていない。」旨の説明を受けた。

(イ) 所長は、道路管理課長及び道路整備課長に対して、業界からの要望に応えるよう明確に指示することはなかったが、両課長が業界の要望に応えている状況を知ったうえで、両課長の発注工事及び指名業者の選定案に了承を与えていた。

キ 平成19年度に在任した道路維持課長の関与

4月に着任した道路維持課長は、所長の指示を受け、4月から5月までの間に、路面再生工事について、舗装Aランク業者の受注予定者の順番が書かれたメモに基づいて、発注工事や指名業者を選定し、同課長が療養休暇に入った6月に行われた入札の結果、要望どおりの事業者が受注した。

ク 平成20年度から平成22年度まで在任した道路維持課長（道路管理課長）の関与

(ア) 平成20年度及び平成21年度において、道路維持課長（道路管理課長）は、所長の指示を受け、舗装Aランク業者が参加する路面再生工事について、平成21年度の1件を除き、業界の要望に沿えるよう発注工事及び指名業者の選定を行い、結果として、平成21年度の1件が入れ替わった事例を除き要望どおりの事業者が受注した。

(イ) 平成22年度において、道路管理課長は、平成22年9月7日に公正取引委員会が立入検査に入るまでの間に、舗装Aランク業者が参加する路面再生工事4件について、所長の了承の下、業界の要望に沿えるよう発注工事及び指名業者の選定を行い、6月28日に入

札を行った結果、1件を除き、要望どおりの事業者が受注した。

なお、当該路面再生工事4件と翌日に入札の行われた道路整備課発注の道路舗装工事1件はいずれも6月17日に指名通知が行われたものであり、5件全体として見れば、いずれも要望どおりの事業者が受注したものであった。

ケ 平成19年度に在任した道路河川整備第一課長の関与

4月に着任した道路河川整備第一課長は、療養休暇に入った道路維持課長の仕事を代行に行うことになった6月頃以降、受注に関する業界の要望が書かれた紙に基づいて、所長の了承の下、舗装Aランク業者が参加する路面再生工事及び街路舗装工事について、業界の要望を考慮して発注工事及び指名業者の選定を行い、結果として、要望どおりの事業者が受注した。

コ 平成20年度及び平成21年度に在任した道路河川整備第一課長（道路整備課長）の関与

道路河川整備第一課長は、所長の指示を受け、舗装Aランク業者が参加する街路舗装工事及び道路舗装新設工事について、業界の要望に配慮して発注工事及び指名業者の選定を行い、業界の要望どおりの事業者が受注した。

サ 平成22年度に在任した道路整備課長の関与

平成22年9月7日に公正取引委員会が立入検査に入るまでの間に、道路整備課が舗装Aランク業者のみを対象に発注した工事は、道路舗装工事3件であり、道路整備課長は、所長の了承の下、指名業者の選定を行った。6月29日に入札が行われた道路舗装工事1件については、受注の順番であった事業者ではない者が受注したが、この道路舗装工事1件及び前日に入札が行われた道路管理課発注の路面再生工事4件はいずれも6月17日に指名通知が行われたものであり、5件全体として見れば、いずれも業界の要望どおりの事業者が受注したものであった。その他2件の道路舗装工事についても、業界から要望のあった順番の受注予定者が受注した。

③ 原因等

事業者側からは、境工事事務所の公共工事発注量が全体として減少している中で、確実に利益の見込める特定舗装工事等は路面再生工事を中心に継続的に発注されること、舗装Aランクを維持するために各者とも県の受注実績が必要だったことなどの状況の中で、事業者側は、受注機会の均等化を図る目的で入札談合を取り決め、それをより確実に実現する目的で境工事事務所に働き掛け協力を求めたものと考えられる。また、本件談合を開始した当時、舗装Aランク業者が比較的少数で全て会員であったことは本件談合を容易にした事情の一つと考えられる。

一方、発注者である境工事事務所が業界の要望を受け入れるに至った理由としては、事業者間において指名競争入札参加や受注を巡って厳しい関係がある状況の中で、トラブルの発生をできるだけ回避したいとの思いがあったこと、舗装Aランク業者は普段から、道路の障害物の除去や降雪時の塩化カルシウムの散布などをボランティアで行っており、世話になっているという負い目があったこと、高い品質の工事を確保するためには低い落札率で叩き合いになるのは避けたいという思いがあったこと及び入札談合等関与行為防止法などに関する知識が十分でなく、業界の要望に応える行為が法令遵守上の問題を生じるとの認識がない者がいたことなどが挙げられる。

④ 開始された時期

これらの入札談合等関与行為が開始されたのが明確に認められるのは、平成19年度以降である。

なお、当委員会は、公正取引委員会が境工事事務所に立入検査を行った平成22年9月7日の翌日以降には、入札談合等関与行為が一切行われていないことを確認している。

⑤ 当委員会の見解

ア 以上から、当委員会は、境工事事務所にあっては、境支部の前支部長が支部長在任時に、特定舗装工事等について、Aランクの業者間で受注の順番をあらかじめ定め、境工事事務所の職員に対し、この順番どおり受注できるよう要望を行い、平成19年度以降、当該要望を受け、境工事事務所の職員が、工事の場所や発注時期、指名業者の選定に関して、必要な配慮を行っていたことを確認した。

これは、入札談合等関与行為防止法第2条第5項第4号の規定に該当し、入札談合等関与行為が行われていたことを認めるものであり、断じて許されるものではない。

また、この行為は、前述のとおり、平成19年度以降行われてきたことは明らかであり、入札契約適正化法に抵触し、公共工事に対する県民の信頼を大きく失墜させるものである。

イ 当該境工事事務所職員においては、法令遵守意識の欠如と安易な前例踏襲主義が顕著に見られ、これらが入札談合等関与行為を行った原因等の一つとして考えられるところであり、猛省を求めるものである。

ウ 所長に対しては、事務所の最高責任者としての自覚を持つことを強く求めるものである。なぜなら、平成19年から平成22年度までの所長は、関与の強弱の違いこそあれ、自ら部下に指示したり、部下が業界の要望にに応じている状態を承認するなどして入札談合等関与行為を行わせており、これら行為は事務所内の法令遵守や管理・監督の最高責任者としての立場とは相容れないものであると考えるからである。

エ 出先機関を指導・監督すべき立場にある本庁土木部が、境工事事務所の行っていた入札談合等関与行為や本件談合事件を把握できず、適切な対応を取り得なかったことは遺憾である。今後、出先機関が抱える問題の把握に鋭意努めるとともに、その解決のために連携して当たることを求める。

オ 境支部長が業界側の意向を所長に伝え、入札談合等関与行為を行うよう働き掛けていたことは、法令遵守の観点から極めて遺憾と言わざるを得ない。

当委員会は、境支部にとどまらず建設業協会全体で自浄能力を発揮し、遵法意識の涵養に努めることを期待するものである。

(4) 県西農林事務所土地改良部門

① 公正取引委員会の指摘事実の概要

次の行為を行っていた疑いが認められた。

県西農林事務所土地改良部門において競争入札の方法により発注する建設工事について、同所土地改良部門の職員が、落札予定者を決定し、当該工事の入札前に、落札予定者についての意向を、社団法人茨城県建設業協会筑西支部及び常総支部の各支部に所属する特定の事業者に伝達していた。

② 当委員会が認定した事実

ア 県西農林事務所土地改良部門にあつては、平成21年度及び平成22年度（平成22年4月1日から同年9月7日までの間をいう。以下県西農林事務所土地改良部門の記述において同じ。）に当該事務所が発注した全ての土木工事において、工務課長が、その年度に発注予定の工事の一覧表を年度当初に作成し、それぞれの工事毎に落札することが望ましいと考えられる事業者（以下「想定落札者」という。）を決定し、それについて、県西農林事務所土地改良部門長（以下「部門長」という。）の承認を得ていた。

工務課長は、想定落札者を決定した土木工事の中から、それをあらかじめ社団法人茨城県建設業協会筑西支部長及び常総支部長（以下「両支部長」という。）に伝達しておいた方が良いと自らが考えた工事について、両支部長との年1回程度（例年8月頃）の意見交換の席で、その工事に係る想定落札者についての意向を伝達していた。

イ 工務課長は、初めての工務課長経験であったことから、過去の実績を参考にして、予定されている発注工事毎に想定落札者を決定しておくことを部門長に指示され、部門長と協議しながら作成した（部門長も認めている。）。

なお、想定落札者を伝えるという入札談合等関与行為防止法上の問題を生じさせるおそれのある行為を、工務課長を初めて務める者が発想するとは考えにくく、境土地改良事務所で工務課長の経験のあった部門長が教示あるいは示唆したのではないかと当委員会は強く推認するものである（工務課長は部門長から指示されたと供述しているが、部門長は具体的に教示等したことはないとしている）。

ウ 県西農林事務所長は、1件の予定金額1億円未満の工事についての予算執行を委任されているものの、入札・契約に係る事務は茨城県事務決裁規程（昭和40年茨城県訓令第3号）に基づき、事務所の企画調整部門長等の専決事項であり直接関与していないこと、入札委員会の構成員ではなかったこと並びに部門長及び工務課長の供述から、入札談合等関与行為防止法上の問題を生じさせるおそれのある行為には関わっていなかったと考えられる。

エ 県西農林事務所土地改良部門は、平成21年度に茨城県筑西土地改良事務所が改編されたものである。茨城県筑西土地改良事務所における平成17年度から平成20年度までの所長経験者及び工務第一課長経験者から事情聴取を行ったが、その供述からは、入札談合等関与行為防止法上の問題を生じさせるおそれのある行為を確認することができなかった。

（注）平成16年度に境土地改良事務所工務課長であった者（入札談合等関与行為を認めている。）は、平成18年度に筑西土地改良事務所工務第一課長に在任したが、筑西土地改良事務所では、境土地改良事務所のような入札談合等関与行為を行う必要性がなかったので行わなかったと供述している。

③ 原因等

平成21年度に赴任した部門長は、県西農林事務所土地改良部門への配属は初めてであったが、平成14年度及び平成15年度に境土地改良事務所工務課長の任にあり、事業者との関係で多大な精神的苦痛を経験していた。

県西農林事務所土地改良部門が所管する地域は、社団法人茨城県建設業協会筑西支部及び常総支部の区域である。両支部の区域にあつては、境支部の地域ほどではないものの、事業者間の関係が厳しいことから、県西農林事務所土地改良部門として、事業者間の争いやトラブル及び事業者と当該事務所との間に軋轢が発生しないよう、意を用いなければならぬとの認識があつた。

当委員会は、部門長が、境土地改良事務所で行われていたと同じシステムを導入することにより、前述のようなトラブルや軋轢を回避しようとしたのではないかと考えるものである。

④ 当委員会の見解

ア 以上から、当委員会は、県西農林事務所土地改良部門にあつては、平成21年度及び平成22年度のそれぞれの年度の当初において、発注を予定していた土木工事について、部門長と協議の上、工務課長は、想定落札者を決定し、その想定落札者の一部について、両支部長に伝えていたことを確認した。

なお、両支部長に伝えることは、部門長から何らかの教示等があったのではないかと考える。その理由は、工務課長を初めて務める者が想定落札者を伝えることを思いつくとは考えにくいからである。

いずれにせよ、この行為は、入札談合等関与行為防止法上の問題を生じさせるおそれがあるものであり、あつてはならない行為である。

イ 部門長は、平成15年度に境土地改良事務所工務課長の任にあつたとき、一度は違法行為を止めた職員である。その者が同じ入札談合等関与行為防止法上の問題を生じさせるおそれのある行為を行うことを部下に教示したと考えざるを得ないことは誠に残念である。

ウ 工務課長及び部門長の行為は、入札契約適正化法に抵触し、公共工事に対する県民の信頼を大きく失墜させるものである。

エ 工務課長は上司の指示あるいはその意味するところを忠実に実行しようとしたものである。

しかし、上司からの指示や命令が法に反するようなものであるときは、毅然として拒むことが、公務員として必要であり、それが難しい場合であっても、当該上司の上位に当たる者に相談する、あるいは公益通報制度を利用する等しかるべき手段をとり、違法行為及びそれを生じさせるおそれのある行為を排除すべきである。

オ 県西農林事務所土地改良部門にあつても、工務課長が、年間に発注を予定していた土木工事において落札者を想定していた。この行為自体が、入札談合等関与行為を引き起こしうる不適切な行為であったことを、当委員会は指摘しておく。

カ 所長は事務所の最高責任者として、事務所や職員を取り巻いている状況を適確に把握することに鋭意務め、問題があればその解決に当た

るという管理・監督責任を有している。

しかしながら，平成21年度及び平成22年度の所長は，入札における指名業者の選定という重要な事務について，不正行為が行われていないかという常日頃からの目配りを怠っていたことは，十分にその責任を全うしていたとはいえない。組織が大きければ大きい程，所長として，十分すぎる程の管理・監督を行うことが求められる。

(5) 他の県機関における建設工事の発注について

当委員会では、今回、公正取引委員会から改善措置命令を受けた境土地改良事務所及び境工事事務所並びに文書要請のあった県西農林事務所土地改良部門のみならず、知事部局で建設工事を発注した本庁の課及び出先機関についても、書面により調査した。

また、全庁的な調査を行うため、任命権者を異にする企業局、病院局等については、自主調査の実施を求め、知事部局と同様な調査を行った。

(注) 調査対象の所属、期間、職員、事業者及び調査方法については、前述第2-1(1)参照

① 主な調査項目

ア 入札委員会構成員（書面調査）

(知事部局、企業局、病院局、教育庁及び警察本部)

- ・ 調査対象期間における担当業務
- ・ 競争入札における事業者の指名・選定方法と被調査者の関与
- ・ 事業者の指名・選定に当たって、違法・不当と思われる外部からの要請や指示についての有無
- ・ 違法・不当と思われる要請や指示があったときの対応
- ・ 違法・不当な行為に関与した理由

イ 茨城県建設業者格付名簿登録業者（電子メールによる調査）

- ・ 競争入札における県から働きかけの有無（あった場合は、その内容）
- ・ 同業者に対する県からの働きかけについての伝聞の有無（あった場合は、その内容）
- ・ 自社の県に対する働きかけの有無（あった場合は、その内容）
- ・ 同業者の県への働きかけについての伝聞の有無（あった場合は、その内容）
- ・ 官製談合の原因、それを根絶するための改善策
- ・ 談合に対する考え、それを根絶するための改善策

② 調査回答状況

○知事部局の回答状況

(単位：人)

区分	対象者数			回答者数	回答率
	職員	OB	計		
入札委員会構成員	712	352	1,064	1,026	96.4%
うち農林水産部	172	100	272	272	100.0%
うち土木部	252	180	432	420	97.2%
境土地改良事務所等に勤務経験のある職員	155	—	155	149	96.1%

○他任命権者における回答状況

(単位：人)

区分	対象者数	回答者数	回答率
企業局	97	94	96.9%
病院局	32	27	84.4%
教育庁	659	650	98.6%
警察本部	139	138	99.3%
計	927	909	98.1%

○建設業者の回答状況

(単位：者)

区分	対象事業者数	回答事業者数	回答率
県内事業者	2,766	1,312	47.4%

③ 調査結果

ア 知事部局

自らが、入札において不正に関与したという回答はなかった。

違法・不当と思われる要請に関しては、指名選定依頼については2人のOBから回答があり、その内容は、業者等からの指名業者への選定依頼及び特定事業者の指名除外の依頼であった。回答者に確認したところ、選定依頼及び指名除外依頼のあった事業者について適正な審査を行ったうえで、指名基準に則って指名選定若しくは指名選定からの除外を行ったとのことであった。

したがって、いずれの回答についても、入札談合に関与する行為を確認できなかった。

イ 企業局，病院局，教育庁及び警察本部

全庁調査の一環として，任命権者を異にする企業局，病院局，教育庁及び警察本部においても，知事部局と同じ内容の調査項目で自主調査を実施した結果，いずれも，自ら入札談合に関与したとか違法・不当と思われる要請等を受けたとの回答はなかったことから，入札談合等関与行為を疑わせるような行為は確認できなかった。

ウ 事業者

事業者からの回答にあつては，県からの働きかけについて，同業者からの話として，1者からの回答があつた。回答者に確認したところ，県から建設業協会の支部に情報が伝えられているとの話を同業者から聞いたというものであつたが，不明瞭な部分があり，入札談合等への関与の疑いがあるものなのか，確認することはできなかった。

また，7者から，同業者からの伝聞として，県への働きかけについて回答があつたが，確認したところ，十数年前に耳にした話であるとか，通常の営業活動の範疇と考えられるものであつた。

④ 当委員会の見解

当委員会は，境土地改良事務所，境工事事務所及び県西農林事務所土地改良部門を除いた各機関にあつて，入札談合等関与行為を疑わしめるような発注業務を確認できなかったものである（前述第2 1（5）③）。

しかしながら，指名選定に係る依頼は，入札談合等関与行為防止法上の問題を生じさせるおそれがない行為とは必ずしも言い難く，不当な働きかけへの対応策及び公益通報制度の周知と利用促進など必要な改善策を速やかに講じることを，当委員会は強く望むものである。

2 損害の有無等

(1) 損害の有無等

① 損害の有無の認定

当委員会は、境土地改良事務所及び境工事事務所において、入札談合等関与行為が行われた事実を確認したところである（前述第2-1-(2)②及び(3)②）。

したがって、これら入札談合への関与により、境土地改良事務所及び境工事事務所が発注した工事については、正常な市場による競争が妨げられ、もって本県に損害が生じたと考えることが妥当である。

② 損害賠償請求の請求先

本県に生じた損害については、第一義的には、現に不法な利益を得た落札業者から回収を図るべきと考える。

また、入札談合行為は、落札業者のほか、入札参加業者及び職員による共同不法行為と考えられることから、当委員会としては、これら3者に対して、それぞれが関与した工事について、請求すべきものとする。

(2) 職員等の賠償責任の有無

職員に係る損害賠償請求については、当委員会として、次のように考えるものである。

① 境土地改良事務所

当委員会が認定した事実のとおり（前述第2-1-(2)）、所長及び工務課長の行為は、発注者自らが落札予定者の意向を教示し、事業者による入札談合行為を行わせたものであり、県に対する損害賠償責任は否定できないものである。

当委員会は、損害賠償請求の対象とする工事については、同事務所が発注した土木工事であって、公正取引委員会が課徴金納付命令の対象とするなど、独占禁止法違反行為の結果、落札・受注されたことが明らかになった工事とすることが妥当であるとする。

したがって、請求の対象となる職員は、前述の工事の発注に関与した所長及び工務課長の職にあった者とする。

② 境工事事務所

当委員会が認定した事実のとおり（前述第2-1（3））、所長並びに道路管理課長及び道路整備課長の行為は、事業者による入札談合行為を助長したものであり、県に対する損害賠償責任は否定できないものである。

当委員会は、損害賠償請求の対象とする工事については、同事務所が発注した特定舗装工事等であって、公正取引委員会が課徴金納付命令の対象とするなど、独占禁止法違反行為の結果、落札・受注されたことが明らかになった工事とすることが妥当であると考ええる。

したがって、請求の対象となる職員は、前述の工事の発注に関与した所長並びに道路管理課長及び道路整備課長の職にあった者となる。

なお、県西農林事務所土地改良部門については、当委員会が認定した事実のとおり（前述第2-1（4））、平成21年度及び平成22年度の部門長及び工務課長については、入札談合等関与行為防止法上の問題を生じさせるおそれのある行為を行っていたものの、当該年度に発注された土木工事のうち、落札者の意向について伝えられた土木工事及びその工事が県に損害を与えたか否かについて、認定し得なかったことから、損害賠償請求はなしえないものと考ええる。

（3）賠償請求を行う額

上記（2）に記載の職員が入札談合等関与行為を行ったと認められる境土地改良事務所及び境工事事務所が発注工事した当該入札談合等による損害額は、当該工事の落札額と、談合がなかった場合に市場が正常に機能している状況で想定される落札額（以下「想定落札額」という。）との差（以下「実損相当額」という。）であると考えられる。この想定落札額は、公正取引委員会の課徴金納付命令の期間（平成19年9月8日から平成22年9月7日）における、他の土地改良事務所及び土木事務所において入札された同種工事の平均落札率を基に算出することが可能であり、適切な算定方法であると考ええる。

なお、想定落札額については、同一事務所（境土地改良事務所及び境工事事務所）における入札談合等関与行為がなくなった後において入札された同種工事の平均落札率とすべきではないかとの意見があるが、指名停止

を見越した駆け込み受注の傾向が強くと、採用は妥当ではないと考える。

【参考】

○落札業者への損害賠償請求

落札業者に対する請求は、次によるべきである。

境土地改良事務所及び境工事事務所が、平成19年9月8日から平成22年9月7日までの間に発注した工事で、損害賠償請求の対象となる工事は、公正取引委員会の課徴金納付命令の対象など独占禁止法違反が明らかとなった工事とする。

請求内容は、建設工事請負契約書に基づき、請負代金の15パーセント（悪質な入札談合の場合は、20パーセント）（以下「賠償金」という。）及び前述（3）により算定した額とする。

なお、賠償金の実損相当額以上である場合は、賠償金に実損相当額が含まれるものである。

○入札参加業者への損害賠償請求

入札参加業者に対する請求は、次によるべきである。

境土地改良事務所及び境工事事務所が、平成19年9月8日から平成22年9月7日までの間に発注した工事で、公正取引委員会の課徴金納付命令の対象など独占禁止法違反が明らかとなった工事とする。

請求内容は、実損相当額とする。

(4) 職員の懲戒事由

当委員会は、境土地改良事務所、境工事事務所及び県西農林事務所土地改良部門に係る事実関係の認定に基づき、入札談合等関与行為を行った職員に対する懲戒処分について次のとおり意見を述べる。

① 境土地改良事務所

当委員会は、境土地改良事務所において、入札談合等関与行為防止法第2条第5項第1号及び第2号の規定に該当する行為があったことを認定した（前述第2-1(2)⑤）。

また、この行為は、入札契約適正化法第3条第2号及び第3号に抵触し職務に反する違法行為である。

よって、当該行為を行った職員について、適切な懲戒処分を課すことが妥当であると判断する。

しかしながら、該当者のいずれもが境支部長等から金品等を全く受け取っていないこと、また、境土地改良事務所という事業者と厳しい関係に置かれている組織に配属され、その中で、業務の円滑な執行を考え、法令違反とはいえ、従前からの手法を続けざるを得なかったことなど、処分を課すに当たって酌量すべき点がある。

なお、平成15年度の工務課長及び平成21年度の工務課長が、境支部長への伝達を一時止めたことについては、一応評価するものである。

② 境工事事務所

当委員会は、境工事事務所において、入札談合等関与行為防止法第2条第5項第4号の規定に該当する行為があったことを認定した（前述第2-1(3)⑤）。

また、この行為は、入札契約適正化法第3条第2号及び第3号に抵触し職務に反する違法行為である。

よって、当該行為を行った職員について、適切な懲戒処分を課すことが妥当であると判断する。

しかしながら、該当者のいずれもが境支部長等から金品等を全く受け取っていないこと、また、境工事事務所という事業者と厳しい関係に置かれている組織に配置され、その中で、事業の円滑な執行のため、当該行為を行わざるを得なかったことなど処分を課すに当たって酌量すべき点がある。

③ 県西農林事務所土地改良部門

当委員会は、県西農林事務所土地改良部門にあつて、平成21年度及び平成22年度において、入札談合等関与行為防止法上の問題を生じさせるおそれがあつた行為を認定したものの、入札談合等関与行為については、認定できなかつたものである（前述第2-1（4）④）。

なお、この行為は、入札契約適正化法第3条第2号及び第3号に抵触し職務に反する違法行為である。

よつて、当該行為を行つた職員について、適切な懲戒処分を課すことが妥当であると判断する。

第3 改善措置

当委員会は、平成23年8月に設置されて以降、入札談合等への関与行為に関する事実関係の調査を行うとともに、入札談合等防止対策について検討を行ってきた。

事実関係の調査結果や入札談合等の原因等を踏まえ、改善措置として取りまとめた入札談合等の防止対策及び現時点におけるその実施状況等について次のとおり報告する。

1 職員の法令遵守意識の徹底

(1) 職員研修の充実

職員の法令遵守に対する徹底した意識改革を行うため、自治研修所等における職員研修の拡充等を図る必要がある。

特に、建設工事の発注や入札契約の業務を担当する機関にあっては、一般職員のみならず、幹部職員に対しても、建設工事の入札契約に関する法令、入札談合等関与行為の事例等、職員の業務内容や職責に応じた研修、講習等をきめ細かく実施することが必要である。

- 全職員に対する法令遵守意識の喚起【平成23年8月5日実施】
公正取引委員会の改善措置要求等を受け、全職員に対し、法令等の遵守及び綱紀の保持を徹底するよう要請を実施
- 農林水産部及び土木部職員に対する要請
【平成23年8月4日、8日実施】
職員に対する綱紀粛正について、本庁各課及び出先機関の長に対し文書で要請するとともに、所長会議等を開催し職員に周知徹底
※平成23年8月末に、全ての農林事務所土地改良部門等の職員に対する入札談合等関与行為防止法に関する研修を実施

(2) 公益通報制度の周知及び強化

平成18年度に設置された公益通報制度について、改めて職員に対し周知徹底を図るとともに、入札談合等関与行為等に係る情報が通報対象であ

る旨を十分に認識させることが必要である。

また、通報者が不利益を被ることのないよう、その保護に十分配慮すべきである。

さらに、通報しやすい環境の整備として、匿名による通報を認めることを検討すべきである。

(3) 外部からの不当な働きかけへの対応

建設工事の発注や入札契約業務等に関する職員への外部からの不当な働きかけや口利きに対しては、職員個人に任せるのではなく、組織として毅然とした対応をすることが必要である。

職員が建設工事の発注や入札契約業務等に関して、外部からの不当な働きかけ等を受けた場合の対応として、内容の記録や上司への報告、公表するための手続きを制定するとともに、職員に対し、手続きの周知徹底を図る必要がある。

また、外部との接触に際して、対応は1人では行わない、オープンスペース等の定められた場所で対応するなどのルールを定めるべきである。

2 入札・契約システムの見直し

入札の競争性、透明性をより一層高めるため、一般競争入札の適用範囲の拡大等入札契約制度の見直しや、チェック機能の強化等を図るべきである。

(1) 一般競争入札の適用範囲の拡大

全国知事会の「都道府県の公共調達改革に関する指針」（平成18年12月）等を踏まえ、建設工事に係る一般競争入札の適用範囲を、現行の3千万円以上から、当面、1千万円以上に拡大すべきである。

当面、1千万円以上としたのは、不良・不適格業者の参入による工物品質の低下や優良業者の育成が阻害される懸念があること、発注金額ベースで全体発注額の約94パーセントが適用範囲となることなどを考慮したものである。

しかしながら、一般競争入札は、手続きの客観性が高く発注者の裁量の

余地が少ないことや透明性，競争性が高いことなど，建設工事の入札，契約において不正が起きにくい特徴があることから，一般競争入札の適用範囲の更なる拡大に向け諸課題の検討等を行い，将来的には指名競争入札を廃止すべきである。

- 一般競争入札の適用範囲の拡大【平成22年1月1日実施】
一般競争入札の適用範囲を4千5百万円から3千万円に拡大

(参考) 全国知事会の「都道府県の公共調達改革に関する指針」(平成18年12月)【抜粋】

3 談合を防止する入札制度の改革

(1) 一般競争入札の拡大と指名競争入札の原則廃止

一般競争入札を拡大し競争性，透明性を高めることが談合防止のために有効な方策であることは，多くの識者に共通する意見である。

このため，多くの都道府県において，一般競争入札の拡大に向けた取組が行われているが，その内容は様々である。一般競争入札の適用範囲を拡大する取組を更に推し進め，できるだけ早く指名競争入札を廃止することとし，当面，1千万円以上の工事については，原則として一般競争入札によることとする。

(2) 入札参加資格要件の適用範囲の見直し

① 一般競争入札における応札可能業者数

建設工事の一般競争入札の応札可能業者数については，1億円以上が概ね30者以上，1億円未満が概ね20者以上としているが，一般競争入札の適用範囲の拡大に併せて，全ての一般競争入札において，原則30者以上で行うべきである。

② 地域要件について

入札参加資格者の主たる営業所等の所在地をもとに規定している地域要件について，建設工事の発注金額に応じた広域化を図ることとし，発注金額2億円以上は，現行7ブロックを県内全域対象の1ブロックに，3千万円以上2億円未満は，現行，土木事務所は12ブロック，土地改良事務所は8ブロックとしているものを，それぞれ7ブロック，5ブロックとすべきである。

なお，境土地改良事務所，境工事事務所及び県西農林事務所土地改良部門については，1千万円以上3千万円未満についても広域化を図るな

ど、競争環境をより厳しくすべきである。

(地域要件の広域化)

発注金額	現 行	見直し後			
		土木事務所等		土地改良部門等	
		境		境・県西	
2億円以上	県内7ブロック毎	1			
3千万円以上	原則事務所単位	7		5	
1千万円以上		1 2	7	8	5

※事務所数：土木事務所等は12，土地改良部門等は8

③ 指名競争入札における指名業者数

指名競争入札の競争性の確保や入札談合等の防止を図るため、現行8者を12者に拡大すべきである。特に、境土地改良事務所、境工事事務所及び県西農林事務所土地改良部門については、12者のうち4者は管外の事業者にするべきである。

○ 指名業者数の拡大【平成22年11月1日実施】

境土地改良事務所及び県西農林事務所土地改良部門は8者を12者（うち4者は管外の事業者）に拡大

(3) 予定価格公表の取扱い

予定価格の事前公表は、予定価格が目安となって競争が制限され落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせる等の問題がある。一方、事後公表は、入札関係職員に対し入札前に予定価格を聞き出そうとする行為が行われるなど不祥事を生じやすくするという指摘もあることから、公表の時期について検討を行い、適切な対応を図るべきである。

(4) ダンピング対策の充実

ダンピングによる受注は、工事の手抜き、下請け業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化等に繋がるおそれがあることから、低入札価格調査制度や最低制限価格制度を適切に運用するとともに、適宜、必要な見直しを行うべきである。

○ 低入札価格調査制度や最低制限価格制度の見直し

【平成23年10月1日実施】

- ・低入札価格調査制度：調査基準価格の引き上げ
- ・最低制限価格制度：最低制限価格の引き上げ

(5) ペナルティの強化

入札談合等不正行為の再発防止の徹底を図る観点から、入札談合等による指名停止期間満了後における再犯事業者に対するペナルティの強化として、指名停止の再犯加重期間の現行の3ヶ年経過の基準を長期化すべきである。

(6) 電子入札の適用範囲の拡大

電子入札は、入札参加者が顔を合わせることがなく、他の入札参加者を事前に把握することが困難なことなど、入札談合等の不正行為の防止に一定の効果があることから、電子入札の適用範囲の拡大を図るべきである。

○ 電子入札の適用範囲の拡大

【土木部：平成22年4月1日実施，農林水産部：平成23年6月1日実施（農地局は平成23年4月1日実施）】

1000万円以上から250万円以上に拡大（随意契約を除く全ての契約）

(7) 入札委員会の構成員の見直し

指名競争入札における業者選定等を審議する入札委員会について、今回の事案を踏まえ、境土地改良事務所、境工事事務所及び県西農林事務所土地改良部門については、当該事務所の業務に直接関与していない職員を加えるなどの見直しを図るべきである。

- 入札委員会構成員の見直し【平成22年11月1日実施】
 - ・ 境土地改良事務所：県西農林事務所企画調整部門長を追加
 - ・ 県西農林事務所土地改良部門
： 県西農林事務所企画調整部門長を追加

(8) 入札監視委員会の機能強化

入札・契約の過程や契約内容の透明性の確保、事後チェック機能の強化等を図る観点から、入札監視委員会において、落札率や指名業者数などの統計データも審議するなど審議方法の見直し、審議件数や委員の拡充を図るべきである。

また、入札・契約システムの改善について、実施状況のチェックや進捗管理を当該委員会で行うようにすべきである。

なお、境土地改良事務所、境工事事務所及び県西農林事務所土地改良部門が発注する建設工事については、当分の間、必ず審議対象とするよう努めるべきである。

- ※入札監視委員会（構成員：学識経験者等5名）
 - 建設工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容について透明性を高めるとともに公正な競争を促進するための事項の審議を実施。
- （審議内容等：年2回開催）
 - ・ 建設工事の入札・契約手続きの運用状況等に関する審議
 - ・ 建設工事の入札・契約の過程に係る再苦情、工事成績評定結果に係る再説明請求に関する審議

(9) 公正入札調査委員会の体制の見直し

入札談合等に関する情報等の調査審議過程の透明性を高めるとともに、チェック体制の強化を図る観点から、外部委員の導入等を検討すべきである。

※公正入札調査委員会（各部に設置）

建設工事について入札談合に関する情報があった場合又は職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合に、調査審議を実施。

（調査審議事項）

- ・公正取引委員会への通報，事情聴取の実施，入札の延期，その他入札談合に関する情報があった場合の対応
- ・入札の公正な執行を妨げる場合の対応

3 職員の管理・監督の強化

(1) 懲戒処分基準の制定

今回のような入札談合等関与行為を二度と生じないようにするため、建設工事の発注や入札契約事務等に関し法令違反行為を行った職員に対しては、懲戒処分によって厳正に対処することとし、早急に、その基準を制定し公表すべきである。

(2) 工事発注機関における適正な人事管理の徹底

建設工事の発注や入札契約業務を担当する職員と特定の事業者等との癒着等を未然に防止するため、入札における条件設定や業者選定等の業務に従事する職員については、引き続き、人事配置の適正化を徹底すべきである。

4 建設業界への要請

建設関係団体や建設業者に対し，入札談合の根絶を図るため，法令遵守意識の徹底と企業倫理の確立について，強い決意を持って取り組むよう継続して要請すべきである。

- 県建設業協会への改善要請【平成23年8月22日実施】
- 建設業者を対象とした「建設業経営者研修会」における法令遵守意識の改善要請【平成23年6月に県内6会場で実施（約2,700人）】

<参考資料>

- 参考資料 1 茨城県入札談合等関与行為調査委員会設置要綱
- 参考資料 2 茨城県入札談合等関与行為調査委員会委員名簿
- 参考資料 3 茨城県入札談合等関与行為調査委員会の調査の経過
- 参考資料 4 調査票（書面調査の項目）
- 参考資料 5 面談調査対象者の内訳

茨城県入札談合等関与行為調査委員会設置要綱

(設置)

第1条 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下「法」という。）第3条第2項の規定による公正取引委員会からの平成23年8月4日付けの改善措置要求を受け、必要な調査を実施し、改善措置等を検討するため、入札談合等関与行為調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 入札談合等関与行為(法第2条第5項に規定する行為をいう。以下同じ。)の事実の調査に関すること。
- (2) 入札談合等関与行為を排除するために必要な改善措置の検討に関すること。
- (3) 入札談合等関与行為による県の損害の有無、入札談合等関与行為を行った職員の賠償責任の有無及び県に対する賠償額についての調査に関すること。
- (4) 入札談合等関与行為を行った職員に係る懲戒事由の有無についての調査に関すること。
- (5) その他入札談合等関与行為の調査について必要と認める事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は、委員の互選により選任し、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
- 5 委員長は、委員会を代表し、委員会を総括する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞き、又は説明を求めることができる。

(秘密を守る義務)

第5条 委員は、所掌事務の遂行に当たり知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(関係部局の協力)

第6条 委員会は、必要に応じて関係部局の協力を求めるものとし、関係部局は、委員会の事務が円滑に処理できるよう、資料の提出その他必要な協力をするものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部行政監察室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年8月30日から施行する。

茨城県入札談合等関与行為調査委員会委員名簿

区分	氏 名	役 職 等
委員長	小泉 尚義	弁護士
副委員長	植崎 明夫	弁護士
委 員	佐川 泰弘	茨城大学人文学部教授
委 員	升田 純	弁護士，中央大学法科大学院教授
委 員	横田 由美子	弁護士

※委員記載は氏名の五十音順

茨城県入札談合等関与行為調査委員会の調査の経過

平成23年

- 8月30日 第1回入札談合等関与行為調査委員会の開催
- ・委員長の選任
 - ・これまでの経緯について
 - ・本県における入札制度の概要等について
 - ・今後の調査について
- 9月26日 調査の開始（書面調査）
- 10月4日 面談調査（事情聴取）の開始
- 10月26日 第2回入札談合等関与行為調査委員会の開催
- ・調査の状況について（中間報告）
 - ・今後の対応について
 - ・改善策等について
- 11月1日 追加調査の開始
- 11月8日 入札契約制度等説明会の開催
- 及び14日 ・入札契約制度の現状及び課題等の把握
- 11月15日 入札・契約制度の調査（埼玉県）
- 12月26日 第3回入札談合等関与行為調査委員会の開催
- ・調査結果の概要について
 - ・改善措置項目について
 - ・損害賠償請求について

平成24年

- 1月24日 調査結果に係る検討会議の開催
- 2月9日 第4回入札談合等関与行為調査委員会の開催
- ・調査報告書（案）について

調査票（書面調査の項目）

区 分		調査項目
面 談 調 査 対 象 者	職員・OB 境土地改良事務所，境 工事事務所及び県西農 林事務所土地改良部門 の所長，担当課長等	1 担当業務等について 2 業者の指名・選定について 3 不正行為への関与について 4 その他
	事業者 (社)茨城県建設業協会 境支部の役員等	1 担当業務等について 2 談合を行うこととなった理由等について 3 その他
書 面 調 査 対 象 者	職員・OB 入札委員会の構成員	1 担当業務等について 2 業者の指名・選定について 3 不正行為に関与していた場合，その内容や 背景について 4 その他
	職 員 境土地改良事務所，境 工事事務所及び県西農 林事務所土地改良部門 に勤務経験がある者及 び現在勤務している者	1 担当業務等について 2 業者の指名・選定について 3 不正行為に関与していた場合，その内容や 背景について 4 その他
	事業者 建設業者格付名簿登録 業者（県内業者）	1 県からの指示や働きかけの有無等 2 県への働きかけの有無等 3 官製談合の原因・背景 4 その他

面談調査対象者の内訳

区 分		聴取人数
職員 ・ O B	境土地改良事務所 所長及び工務課長の経験者等	19人 (延べ29人)
	境工事事務所 (平成20年度以前は境土木事務所) 所長, 道路管理課長及び道路整備課長等の経験者等	14人 (延べ16人)
	県西農林事務所土地改良部門 (H20年度以前は筑西土地改良事務所) 部門長及び工務課長の経験者等	10人 (延べ14人)
	計	43人 (延べ59人)
事業者	(社)茨城県建設業協会境支部の支部長, 副支部長等	15人
	新たに舗装Aランクになった事業者	3人
	(社)茨城県建設業協会筑西支部, 常総支部の役員	2人
	計	20人